

産業医等で構成される事業場外組織（外部専門機関）のあり方の論点ごとの整理

（１）産業医等で構成される事業場外組織の役割について

メンタルヘルスに関する対応など産業医の職務が多様化してきたため、産業医の選任を要する事業場において、

ア 産業医の個人的な知識や能力に頼った活動だけでなく、産業医を含む多様な分野の専門家等を抱えた事業場外組織による活動を行うことが有効ではないか。

注：産業医等で構成される事業場外組織を、以下「外部専門機関」ということとする。

（前回意見等）

- ① 今後、職場におけるメンタルヘルス対策として、各事業場において、ストレスに関連する症状・不調が認められる労働者に対し医師による面接を行い、必要な者には就業場の措置に関する意見、保健指導等を行うこととなるが、メンタルヘルスに対応できる産業医の数は十分ではない、嘱託産業医は専ら産業医の業務を行っていない状況等を踏まえると十分な対応が困難な場合もあることから、何らかの制度的な対応が求められている。
- ② 産業保健体制として、比較的大規模な事業場では、産業医に加えて、労働者の健康管理等に知識のある保健師、カウンセラーを加えた体制を社内で整備し、メンタルヘルスを含む充実した産業保健活動を行っている例が多い。
- ③ 中小規模の事業場で、外部専門機関と契約して、労働者の健康管理等に知識のある保健師、カウンセラーを嘱託産業医に加えた体制とし、メンタルヘルスカを充実させている例が少なくない。
- ④ ②、③ともに、産業医の指示によって産業看護職及びカウンセラーが対応することにより、産業医が担当すべきことに専念して、効果的、効率的にメンタルヘルス対策を含む活動を行っており有効である。充実したメンタルヘルス対策を行うには、こうした役割分担が重要である。

（まとめ）

産業医の職務が多様化しメンタルヘルスのニーズが増大する事業場の産業保健活動を行うに当たって、外部専門機関を活用することは有効であると考えられる。

中小規模の事業場において、外部専門機関を活用することで、「職場におけるメンタルヘルス対策検討会報告書」の新しい枠組みによる取組を行う体制が実現できる。

イ アのような事業場外組織に所属する複数の医師が協働して産業医活動等を行うことについてどう考えるか。

(前回意見等)

- ① 産業医の職務は、総括管理（職場巡視、衛生委員会への出席・意見具申、健康障害原因調査等）、健康管理（健康診断事後措置、生活習慣病予防、長時間労働者への面接・事後措置指導、メンタルヘルスケア等）、作業管理（有害作業の点検・管理等）、作業環境管理（健康障害リスク評価等）に亘り、非常に幅広い。
- ② 複数の医師が協働して産業医活動を行うことにより、事業場の業種・作業態様に応じて、①の個々の業務に経験のある産業医が業務の提供を行える。
また、メンタルヘルスに関連した身体症状について様々な専門領域の医師と連携して総合的な健康管理が可能になる。
- ③ 事業場及び労働者は複数の医師等の知見を参照することができる。
- ④ 協働するチームの医師等は、他の医師等の経験・知見を吸収して向上し、他に生かすことができる。
- ⑤ ある事業場についてチームの複数の医師が分担した場合、産業医の意見やとりまとめはチームを代表する産業医が行うほうがよい。

(まとめ)

複数の医師が協働して産業医活動を行うことは②から④により有効であると考えられるが、労働者に対する意見等は、複数の医師等の意見等を調整してチームの代表者が行うなどの方策が肝要である。

ウ 事業場は産業医の職務の依頼先を、個人の産業医とすることもできるし、一定の要件を満たす事業場外組織とすることもできるようにすることについて、どう考えるか。

(前回意見等)

- ① 外部専門機関を活用した産業保健活動が有効でコストに見合ったものであると事業場が考えたならば、一定の要件を満たす外部専門機関も選択できるように選択肢を設けるほうが良い。
- ② 産業医の選任義務がありながら選任しない事業場の中には、適当な産業医が近くにいないことを理由にあげる事業場がある。外部専門機関という選択肢を増やすことで、中小事業場での産業医の選任を促進することができる。
- ③ 複数の医師等との契約では、適する者を揃えたり契約書を交わしたりするのに手間とコストがかかり、外部専門機関との契約とすることにメリットがある。
- ④ 一人の産業医が担当できる事業場数には限界を設けるのがよい。
- ⑤ 外部専門機関と契約したことにより、産業医の権限と責任があいまいにならないようにしないといけない。
- ⑥ 事業場に対する医師等の意見等が異なる場合、調整した上で事業者に提示される必要があり、各種の意見を総括的にとりまとめる産業医が必要である。
- ⑦ 健康診断業務とセットにして(1)ア③のようなサービスを提供している外部専門機関の産業医が、事業者に対して厳しい意見具申を行う必要がある場合に、健康診断業務の受託まで失うことをおそれて、意見が言えないようなことのないようにしなければならない。
- ⑧ 専属産業医は、職場、人事制度を理解し、休職・復職等就業に関する判定が適切に行えるので、外部専門機関が専属産業医を代替できるかは疑問。

(まとめ)

一定の要件を満たす外部専門機関が産業医の職務を行う場合は、産業医（専属産業医を除く。）が選任されているとみなすことも可と考えられるが、外部専門機関の要件を適切に定め、問題が生じないようにする必要がある。

(2) 事業場外組織の満たすべき要件について

産業医の職務を実施する事業場外組織はどのような要件を満たす組織がよいか。

ア 医師の数

イ 医師の知見、専門分野

ウ 保健師その他の専門職の確保等

(1) を踏まえ、外部専門機関が産業医の職務を行うことを想定した場合、次のような機関であることが求められると考えられる。

ア 医師の数について

(1) イ②などから

産業医としての一定の経験を有する医師がいる。

(1) ウ④から

受託する事業場数に応じた数の産業医がいる。

イ 医師の経験等について

(1) ア③・④、まとめから

メンタルヘルスに関する一定の経験を有する医師がいる。

ウ 保健師等の専門職について

(1) ア③・④から

メンタルヘルスに精通した保健師等の専門職がいる。

エ 業務・管理について

(1) ウ⑦などから

産業医等を指揮し業務管理する者（産業医である者）がいる。

(1) イ⑤、ウ⑥から

受託した事業場の産業医の職務を総括する医師がいて、当該事業場を担当する複数の医師等を取りまとめる。